

秋田市業務継続計画

平成24年8月 秋 田 市
(令和2年4月改正)

目次

第1	総則	1
1	趣旨	1
2	業務継続計画が対象とする業務	1
3	業務継続計画導入の効果	2
4	業務継続計画の基本方針	3
第2	前提とする大規模災害と被害想定	4
1	計画の前提とする大規模災害	4
2	被害想定	4
第3	非常時優先業務の選定	7
1	非常時優先業務の定義	7
2	非常時優先業務選定の基本的考え方	7
3	非常時優先業務の優先区分	7
第4	発災時の対応と参集	9
1	地域防災計画による配備体制	9
2	大規模災害発生時の対応	10
3	職員の参集	10
4	参集直後に職員がとるべき行動	11
5	参集における留意事項	11
6	最寄りの出先機関等への参集と行動	11
7	相当な理由により参集できない場合の措置	12
第5	執務環境の確保と整備	13
1	非常時における本庁舎の使用	13
2	非常時における消防庁舎の使用	15
3	非常時におけるその他主要な庁舎の使用	16
4	本庁舎等が使用不可能な場合	21
5	職員用の食糧および飲料水の備蓄	21
第6	非常時優先業務の実施	22
1	非常時優先業務の抽出	22
2	業務実施状況の周知	22
3	職員の応援	22
4	優先継続業務の取り扱い	22

5	休止業務の取り扱い	23
6	通常業務の復帰	23
第7	今後の検討課題と取組	24
1	検討課題	24
2	今後の取組	24

第1 総則

1 趣旨

本市において大規模災害が発生すると、甚大な人的および物的被害を受けるとともに、ライフライン等にも障害が生じ、市民生活や社会活動に重大な影響を及ぼすことが想定される。

また、市庁舎や職員も多大な被害を被り、職務遂行に当たって活用できる人員、資材、情報、ライフライン等（以下「資源」という。）が大幅に制約されることとなる。

本市では、このような状況においても「秋田市地域防災計画」に基づく応急・復旧業務はもとより、中断すると社会的に重大な影響を与えるおそれのある重要な業務を継続して行うことが求められる。

こうしたことから、あらかじめ、大規模災害発生時において優先的に実施する必要のある業務を選定し、当該業務を効率的に遂行するための執行体制、対応方針や必要な資源の確保等をあらかじめ定めておく必要がある。

これらを計画に示したものが「秋田市業務継続計画」（以下「本計画」という。）である。

2 本計画が対象とする業務

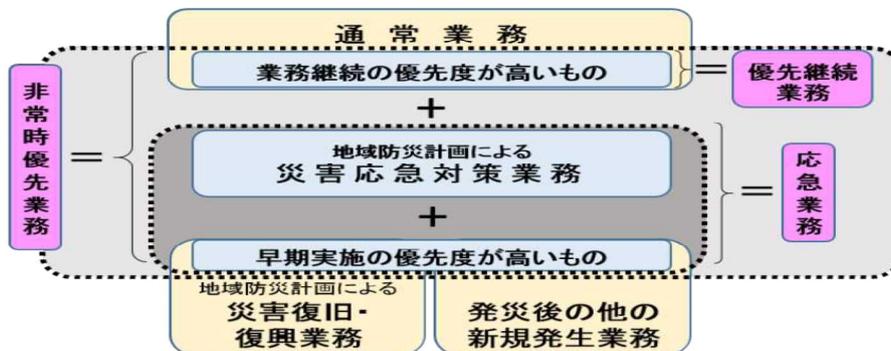
(1) 本計画は、地域防災計画における災害応急対策業務および早期実施の優先度の高い復旧・復興業務ならびに通常業務のうち災害発生時においても優先的に継続する必要のある業務（以下「非常時優先業務」という。）を対象として、これらを実行するための対応や手段等を定めるものである。

(2) 非常時優先業務は、次のとおり分類される。

「応急業務」：災害応急対策業務、早期実施の優先度の高い災害復旧・復興業務および地域防災計画にない発災後に新規発生する業務

「優先継続業務」：通常業務のうち従来どおり継続しなければならない業務継続の優先度の高い業務

【図－1 非常時優先業務のイメージ】



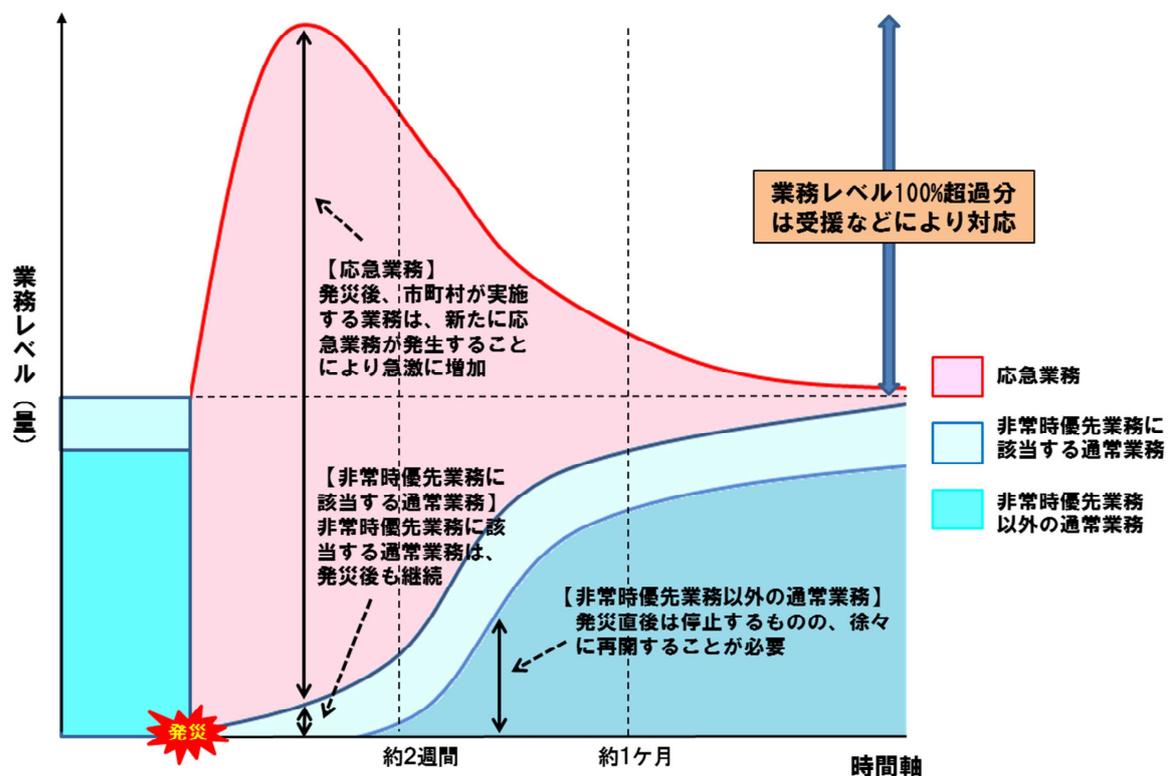
内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を編集

3 本計画導入の効果

大規模災害が発生した場合、被害状況の確認など発災直後から非常に短い時間で応急業務が発生し、業務量は極めて膨大なものとなる。しかしながら業務継続計画の策定により、「行政も被災する深刻な事態」を考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期に多くの業務を実施できるようになる。

また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。

【図－2 発災後に市町村が実施する業務の推移】



内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」より抜粋

- ※1 時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、図－2に記載している以外の復旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する。
- ※2 本計画の策定により、資源制約がある状況下においても被災地以外からの応援や外部機関の活用により、受援計画等と相まって、極めて膨大な業務レベルにも適切かつ迅速に対応することが可能となる。
- ※3 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

4 本計画の基本方針

大規模災害等発生時には、次の方針に基づいて、業務継続を図るものとする。

- (1) 市民の生命、身体および財産の保護を優先する。
- (2) 市民生活への影響を最小限にとどめるとともに、早期復旧に努める。
- (3) 非常時優先業務の実施に必要となる資源を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止する。その後、非常時優先業務の継続に支障としない範囲で、順次再開を目指す。

第2 前提とする大規模災害と被害想定

1 本計画の前提とする大規模災害

本市において発生するおそれがある災害は、地震災害・津波災害・火災・水害・土砂災害・風害・雪害等が挙げられる。

この中で地震災害は市全域が被災することおよび災害発生の予測や災害発生前の避難が不可能であることから、他の災害と比較し、災害応急対策の業務量が非常に多くなるとともに、電気・通信・道路等の公共インフラの被害により、対処が最も困難な災害であると考えられる。

以上のことから、本計画においては大規模地震災害を想定する。また、水害等其他の大規模災害についても、本計画を準用することとする。

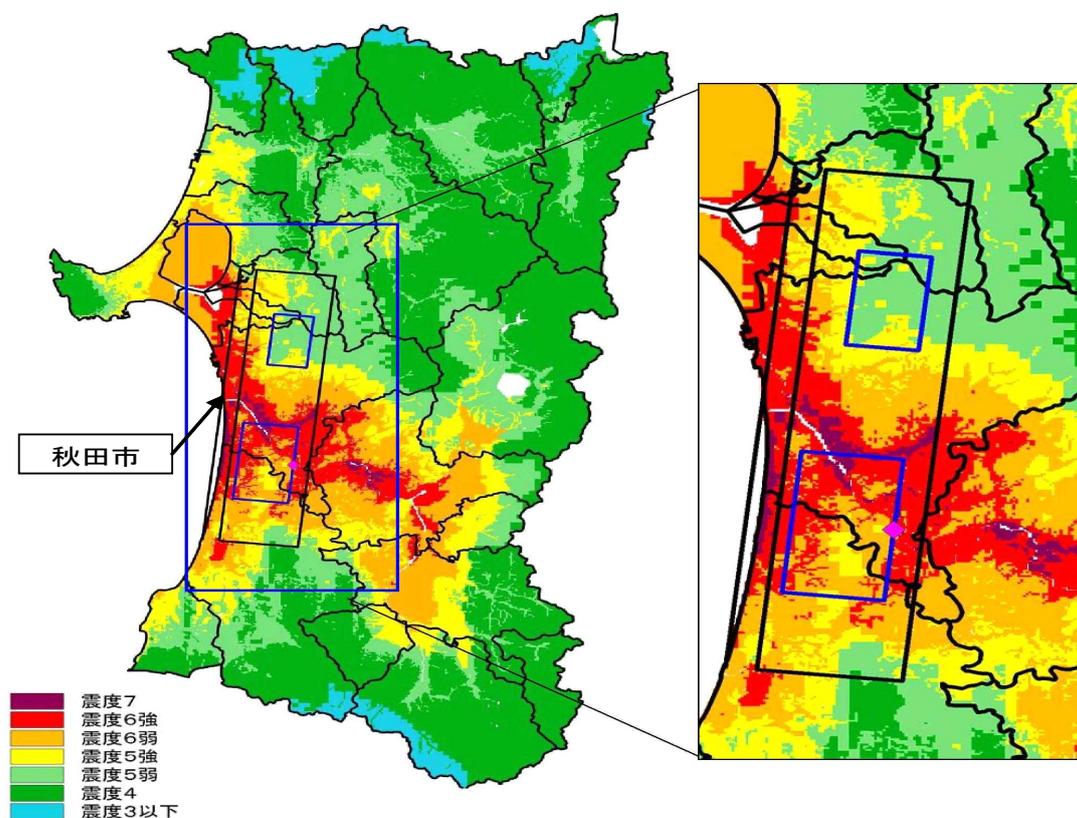
2 被害想定

(1) 前提とする想定

前提とする地震想定は平成25年度に県が実施した「秋田県地震被害想定調査報告書」の中から、物的・人的被害が最も大きいと予想される天長地震北由利断層連動モデル（以下「想定地震」という。）とする。

想定地震における本市内の震度分布は、図-3のとおり。

【図-3 震度分布（天長地震北由利断層連動モデル）】



(青枠：アスペリティの位置、ひし形：破壊開始点の位置)

「秋田県地震被害想定調査報告書」より抜粋

(2) 前提とする被害想定

本市内における天長地震北由利断層連動モデルの被害想定は、表－１のとおり。

表－１被害想定結果一覧のうち、被害が最も大きく、対応が難しい冬の深夜（２時）を本計画における前提の被害想定とする。

【表－１ 被害想定結果一覧】

項目		想定地震		天長地震北由利断層連動モデル
		マグニチュード		
		マグニチュード		7.8
		最大震度（秋田市）		7
建物被害	全壊棟数（棟）	夏	24,034	
		冬	25,874	
	半壊棟数（棟）	夏	33,495	
		冬	36,274	
	炎上出火件数	夏の日中（10時）	34	
		冬の深夜（2時）	30	
		冬の夕方（18時）	81	
	焼失棟数（棟）	夏の日中（10時）	165	
		冬の深夜（2時）	60	
冬の夕方（18時）		3,847		
地震動による人的被害	死者数（人）	夏の日中（10時）	635	
		冬の深夜（2時）	1,502	
		冬の夕方（18時）	1,157	
	負傷者数（人）	夏の日中（10時）	4,907	
		冬の深夜（2時）	8,120	
		冬の夕方（18時）	6,330	
	うち重症者数（人）	夏の日中（10時）	985	
		冬の深夜（2時）	1,717	
		冬の夕方（18時）	1,325	
ライフライン被害	上水道	被害箇所	2,350	
		断水人口（人）	210,790	
	下水道	被害延長（m）	138,244	
		支障人口（人）	27,841	
	都市ガス	供給支障人口（人）	213,133	
	LPGガス	供給支障人口（人）	10,504	
	電力	停電世帯（戸）	夏の日中	107,301
			冬の深夜	107,938
			冬の夕方	107,938
	通信	固定電話・インターネット不通回線数（本）	夏の日中	4,533
			冬の深夜	4,743
			冬の夕方	8,531
携帯電話の不通率		夏の日中	A*	
		冬の深夜	A*	
	冬の夕方	A*		
避難者数	夏の日中（10時）	1日後（人）	91,858	
		4日後（人）	102,403	
		1ヶ月後（人）	56,997	
	冬の深夜（2時）	1日後（人）	112,742	
		4日後（人）	121,169	
		1ヶ月後（人）	84,881	
	冬の夕方（18時）	1日後（人）	116,731	
		4日後（人）	124,697	
		1ヶ月後（人）	90,399	
震災廃棄物（トン）	夏の日中	4,434,543		
	冬の深夜	4,695,591		
	冬の夕方	4,814,419		

「秋田市地域防災計画」から抜粋

※ 携帯電話の不通率（ランクA：非常につながりにくい）

(3) 業務継続への影響

ア 職員の参集可能人数

表－１の建築被害や人的被害の割合などを総合的に勘案すると、災害発生後、参集が可能な職員は、全体のおよそ６割と予測される。

イ 時間ごとの職員参集予測

一般的な歩行速度は毎時４ｋｍとされているが、本計画では冬の深夜を想定していることから、積雪や道路被害を考慮し、毎時２ｋｍの歩行速度とし、参集のための準備に２０分程度要すると仮定し、時間別の職員参集予測は以下のとおりとした。

【時間別の職員参集予測】

発災から１時間以内：庁舎から１．３ｋｍ圏内在住職員の６割

発災から３時間以内：庁舎から５．３ｋｍ圏内在住職員の６割

発災から６時間以内：庁舎から１１ｋｍ圏内在住職員の６割

発災から１２時間以内：庁舎から２０ｋｍ圏内在住職員の６割

ウ 庁舎等の損壊

想定地震により、本庁舎等も震度７の揺れにさらされることになるが、本庁舎は、地震の揺れを最小限に抑える免震構造を採用している。また、洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域（０．５ｍ未満）となっているが、土地のかさ上げにより浸水被害に対応している。さらに、２系統受電、エネルギーの二重化および燃料の備蓄等により、災害時における業務継続性を確保している。

本庁舎以外の庁舎は、新耐震基準を満たしているものの、免震構造とはなっていないことから、震度６強以上の強い揺れの際は、倒壊の可能性は低いですが、一部損壊の可能性は否定できない。余震の可能性を含め、引き続き業務が継続できるか、使用の可否の判断が必要となる。

第3 非常時優先業務の選定

1 非常時優先業務の定義

大規模災害発生後の資源が制約される中では、災害対応とすべての通常業務を行うことは困難となる。

そこで、本計画では、地域防災計画で定めている市が担当する業務と通常業務をすべて洗い出した上で、災害時に優先的に行わなければならない業務を「非常時優先業務」として選定し、大きく「応急業務」と「優先継続業務」の2つに分類する。

(1) 応急業務

地域防災計画で市が担当する業務のうち、「第3章 災害応急対策計画」に掲げている業務、「第4章 災害復旧・復興計画」で掲げている業務のうち早期実施の優先度の高い災害復旧・復興業務および地域防災計画にない発災後に新規発生する業務を「応急業務」とする。

(2) 優先継続業務

通常業務のうち、行われなかったことによる地域社会への影響を「軽微（Ⅰ）」、「小さい（Ⅱ）」、「中程度（Ⅲ）」、「大きい（Ⅳ）」、「甚大（Ⅴ）」の5段階に評価し、業務継続の優先度の高い「中程度（Ⅲ）」以上の業務を「優先継続業務」とする。

2 非常時優先業務選定の基本的考え方

- (1) 災害発生時には、市民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめることを第一とし、応急業務を最も優先して実施する。
- (2) 優先継続業務については、応急業務に影響を与えない範囲で行うこととする。
- (3) 応急業務に必要な人員が確保できない場合は、応援職員を充てるものとするが、この場合、部内で応援体制をとることを基本とする。部内での調整が困難な場合は、他の部から応援職員を配置するものとする。さらに他自治体等からの応援（受援）を検討する。応急業務に必要な人員、資源の確保および配分は、全庁的に調整する。

3 非常時優先業務の優先区分

災害時に行う各部（部局）、各班（課所室）の業務すべてを表-2に示すとおり、優先順にA、Bの区分に分類する。その他の業務については、一定期間休止とする。

【表－２ 非常時優先業務の区分】

区 分		内 容
非 常 時 優 先 業 務	A	<p>1 地域防災計画「第3章 災害応急対策計画」に掲げている業務</p> <p>2 地域防災計画「第4章 災害復旧・復興計画」に掲げている業務のうち、早期実施の優先度の高い業務 (例) 災害対策本部活動、災害派遣要請・応援要請、避難所等の開設・運営、救助、避難、救援、医療、道路啓開、がれき除去、各種被害調査、り災証明発行など</p> <p>3 早期実施の優先度の高い地域防災計画にはない発災後に新規発生する業務</p>
	B	<p>1 通常業務のうち、大規模災害発生時においても市民生活維持のため継続して行わなければならない業務 (1) 市の意思決定に必要な業務 (2) 市民の生命・身体・財産を守る業務 (3) その他、休止することができない業務</p> <p>2 地域社会への影響が「中程度(Ⅲ)」以上の業務</p>

第4 発災時の対応と参集

1 地域防災計画による配備体制

大規模災害が発生した場合において、業務を継続するためには、早急に必要な人員を確保のうえ、適切な配置を行い、効率的な執行体制を整えなければならない。本市では、地域防災計画により、災害が発生した場合又は災害発生のおそれのある場合に備え、表-3のと通りの配備体制をとっている。なお、本計画における被害想定では、直ちに第3配備体制をとることとなる。

【表-3 配備基準】

種別	配備基準	配備体制
第1配備	1 市域に震度4の地震が発生したとき。 2 気象庁が、秋田県に津波注意報を発表したとき。 3 その他の状況により、市長が必要と認めたとき。	<u>災害警戒対策室</u> (第1動員) 1 情報収集活動および局地的な災害応急活動が円滑に実施できる体制 2 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行できる体制
第2配備	1 市域に震度5弱の地震が発生したとき。 2 気象庁が、秋田県に津波警報を発表したとき。 3 その他の状況により、市長が必要と認めたとき。	<u>災害警戒対策部</u> (第1、第2動員) 1 第1配備を強化し局地的災害に対処できる体制で、社会的混乱の防止、情報の収集連絡および活動に対処できる体制 2 事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制
第3配備	1 市域に震度5強以上の地震が発生したとき。 2 気象庁が、秋田県に大津波警報（特別警報）を発表したとき。 3 その他の状況により、市長が必要と認めたとき。	災害対策本部 (全職員) 全庁あげて全力に対処する体制

2 大規模災害発生時の対応

大規模災害が発生した場合は、自分自身の身の安全を守ることを最優先する。その上で、家族や周囲の人たちの安全確保等を行う。また、可能な限り、テレビ、ラジオ等で災害の状況を確認し、けが人の応急措置等を取りながら二次災害等に備えるものとする。業務継続のためには、職員の安否確認だけでなく、職員が安心して業務に専念できるよう、家族の安否確認も重要となる。各課所室においては、平常時から災害発生時における職員の安否確認の方法や手段について取り決めておくとともに、職員は、家族の安否確認の方法について、家庭内で検討しておく必要がある。

3 職員の参集

(1) 勤務時間外における配備の伝達

ア 自主登庁による参集

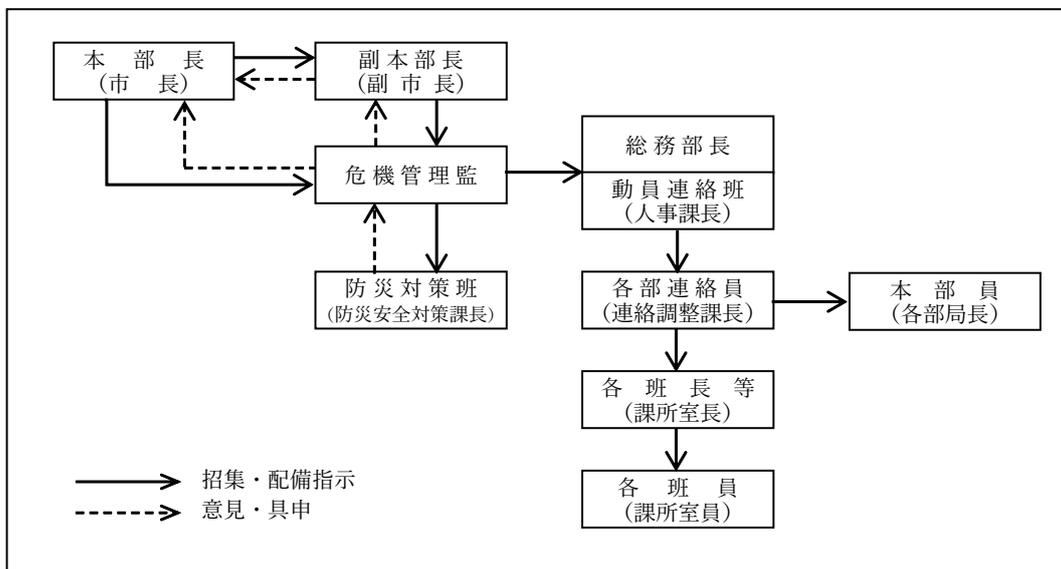
勤務時間外に災害が発生したときは、職員は、テレビ、ラジオ等を通じて、配備基準を確認し、自主的に登庁しなければならない。通信の途絶等により、情報が入手できない場合、大規模な被害が想定される場合は、参集することを基本とする。

イ 自主登庁以外による参集

(ア) 電話による伝達

電話による伝達の流れは、図-4のとおりである。

【図-4 参集の伝達フロー】



(イ) 緊急時職員参集メール

緊急時職員参集システムにより、参集メールを配信する。

(2) 勤務時間中における配備の伝達

ア 庁内の放送設備および電話による伝達

総務課長は、庁内放送および庁内電話により職員に対し、配備の伝達をする。

イ 使送による伝達

庁内放送および庁内電話が使用できない場合は、総務課長は、課員の使送によ

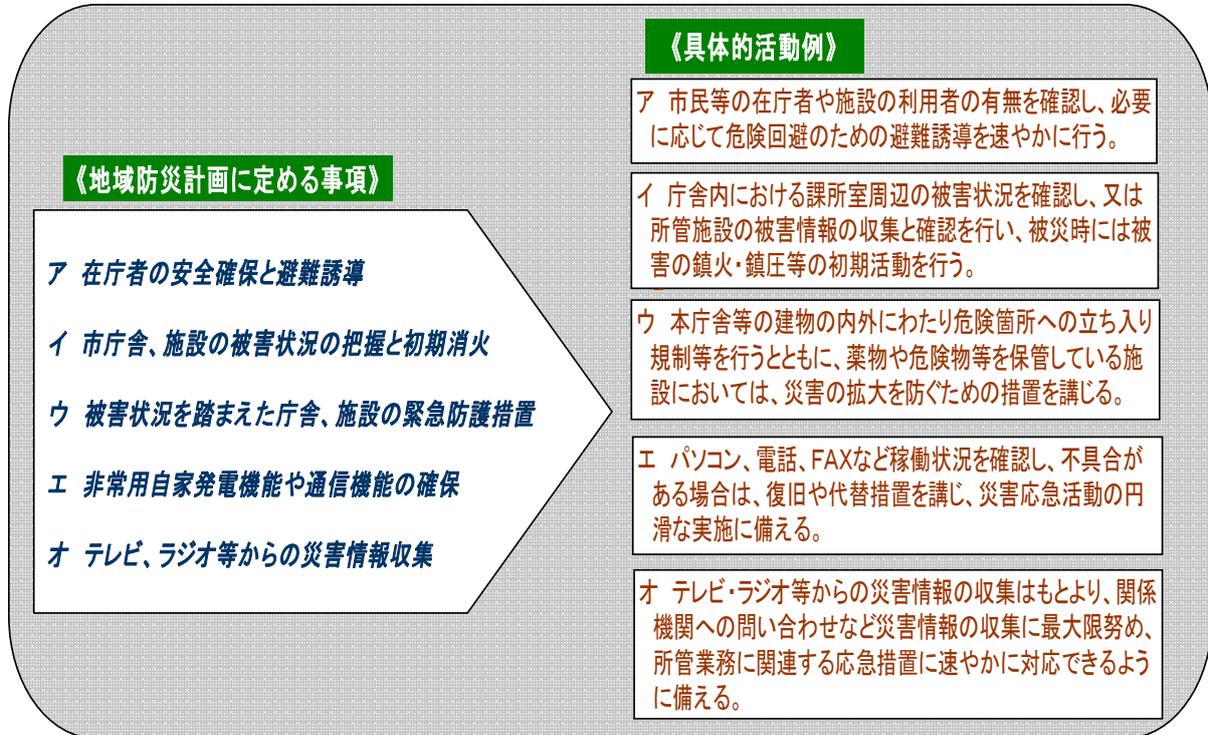
り、各部局長に配備の伝達をする。

各部局長は各課長に、また、各課長は各課員に伝達する。

4 参集直後に職員がとるべき行動

参集直後に職員がとるべき具体的活動例は、図－5のとおりである。

【図－5 参集直後の活動例】



5 参集における留意事項

職員は、勤務課所室又はあらかじめ指定された場所もしくは最寄りの出先機関等へ参集する。また、公共交通機関の運行停止や道路の車両通行が困難な事態においては、徒歩のほか、自転車等手段を尽くして登庁しなければならない。

6 最寄りの出先機関等への参集と行動

(1) 自宅から勤務課所室までの距離が相当以上あること、その他勤務課所室へ参集できない合理的な理由があるときは、最寄りの出先機関等（以下「出先機関等」という。）へ参集するものとする。

(2) 前号の場合、職員がとるべき行動は、以下のとおりである。

ア 職員は、出先機関等の長に自己の所属課所室名、職、氏名および勤務課所室へ参集できない理由を報告する。

イ 出先機関等の長は、アにより報告を受けた職員の職、氏名、勤務状況等について当該職員の所属長に速やかに連絡する。

ウ 出先機関等の長は、災害の程度、災害応急対策の実施状況等に応じて、職員の職場復帰が可能と認める場合は、当該職員に復帰を命ずるとともにその旨を各職員の所属長に連絡する。

7 相当な理由により参集できない場合の措置

(1) 参集不能の場合の対応

次に掲げる事由等により、参集が困難な職員は、原則としてその理由を所属長に報告した上で、自宅等で待機するものとする。なお、待機中は、所属長への定期的な連絡に可能な限り努めるものとする。

また、所属長自らが参集できない場合は、所属長を補佐する者に連絡し、配備の伝達および災害応急活動を行わせるものとする。

ア 災害によって職員又は職員の家族等が死亡もしくは負傷したとき。

イ 参集途上において救命活動等に参加する必要性が生じたとき。

ウ 傷病等により療養しているとき。

エ その他参集できない相当の理由があるとき。

(2) 所属長への報告

ア 前号の職員が所属長に報告すべき事項は、主に次のとおりである。

(ア) 本人の安否情報 無事、負傷（負傷の程度、入院又は通院の場合は、その医療機関等）

(イ) 家族の安否情報 無事、負傷、安否不明等

(ウ) 周辺の被害状況 自ら確認をした情報（道路の通行可否、危険箇所、避難者の状況等）

イ 所属長は、職員の報告および参集情報を集約し、災害対策本部へ適宜報告するものとする。

第5 執務環境の確保と整備

1 非常時における本庁舎の使用

(1) 本庁舎の現状

電 気	<p>本庁舎は災害時において、防災拠点施設となることから、リスク分散を考慮し2系統受電している。また、停電時は自家発電設備により、必要箇所に電源を供給する。</p> <p>自家発電設備の燃料は、庁舎機能を5日間保持できる容量を備蓄している。</p> <p>本庁舎の自家発電設備概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定格容量1,500kVA ・地下タンク60,000ℓ 屋内タンク20,000ℓ
ガ ス	<p>本庁舎は、ガスを空調に使用しており、震度5又は6程度でメーターの安全装置作動により、機器への供給が停止するが、安全確認後、手動で供給再開は可能である。</p> <p>なお、空調の熱源は電気と併用していることから、災害時も一部運転は可能である。</p>
上下水道	<p>上水は受水槽方式を採用しているため、水道本管が断水しても庁内で使用は可能であり、5日間分の容量は庁内に確保している。</p> <p>また、下水道が被災し、使用不能となっても、庁内からの排水は、地下水槽へ5日間貯留可能である。</p>
電 話 【停電時】	<p>本庁舎は、停電時においても、自家発電設備により電話設備の利用が可能である。</p> <p>自家発電設備によらず使用できる「災害時優先電話」を主要な災害対応課に14台配置している。</p>
エレベーター	<p>本庁舎のエレベーターは、地震の場合には最寄階に、火災の場合には1階に停止するように設定されている。また、エレベーターのバッテリーにより、停電でも閉じ込められることはない。</p> <p>なお、自家発電設備の回路にエレベーターが含まれていることから、停電時においても使用が可能である。</p>
コンピューター 関連 【停電時】	<p>停電時、サーバー室内の機器は、無停電電源装置および自家発電設備により、停止することなく運用が可能である。サーバー室以外のパソコンおよびプリンターは、自家発電設備の稼働によって使用可能である。</p> <p>市民サービスセンターなどの汎用機端末や自動交付機を設置している出先機関とのネットワーク接続については、2つの民間通信事業者の回線を利用しており、冗長化が図られている。汎用機データのバックアップは毎日、業務終了後に実施している。</p> <p>本庁舎の内部情報系パソコンは、ネットワーク認証の仕組みによ</p>

り、設定を変更せずに各階の認証ハブに接続して使用可能である。また、無線LAN設定された内部情報系パソコンであれば、LANケーブルを接続せずに各階の電波が届く範囲内で使用可能である。

汎用機端末は、あらかじめ設定された汎用機業務を行っている課所室でなければ使用できない。また、端末毎に処理可能業務が異なるため、他課所室に移設する場合、システムエンジニアによる設定変更が必要となる。

パソコンおよびプリンターについては、予備機の在庫が限られるため、不足する場合、移設により対応する必要がある。

本庁舎では自家発電設備により、必要箇所に給電することで5日間の業務継続が可能である。

(2) 課題と対策

ア オフィス機器の転倒防止

(課題) 事務スペース内の書架やキャビネットの転倒、OA機器の損壊、書類等の散乱などにより、非常時優先業務の遂行に支障がでる。

(対策) 書架やキャビネット、OA機器の転倒防止策を実施する。

書類等の散乱を防止するため、書架、キャビネット等への施錠を行う。

イ 停電時の対応

(課題1) 自家発電設備を有するが、長期活動に備え燃料を確保する必要がある。

(対策2) 保有燃料により5日間の発電が可能となっているが、長期化が想定されることから、必要な燃料の確保のための調整を早期に行う。

(課題2) 長期的に自家発電設備を稼働させる場合、メンテナンスを行う必要がある。

(対策2) メンテナンス中(停電中)の対応について検討を行う。

ウ 断水への対処

(課題) 庁舎への水道管(本管)が断裂した場合であっても、長期活動に備え、準備を行う必要がある。

(対策) 貯水タンク等により、5日分の給水・排水が可能となっているが、長期化が想定されることから、他の避難所と同様に、職員および避難者への飲料水等の確保および排水の処置を行う。

2 非常時における消防庁舎の使用

(1) 消防庁舎の現状

電 気	消防庁舎の電気については本庁舎に準ずる。
ガス	<p>ボイラー用と一般用に系統が分かれており、ガスメーター内部に設置されている安全装置により、震度5ないし6程度でいずれの系統も供給が自動停止される。なお、停電の要因だけで供給停止となることはない。</p> <p>二次災害防止のため、手動操作による緊急ガス遮断装置も設置されている。</p> <p>自動停止装置、手動遮断装置稼働後は、手動で供給再開が可能である。</p>
上下水道	<p>1階・2階は直圧式のため、水道水が供給される限り、停電時においても、基本的に断水は生じない。ただし、貯水槽と連結していないため、水道水の供給が停止されると直ちに断水する。</p> <p>3階から5階までは、地下受水槽12m³からのポンプ揚水となっているが、停電時においても、自家発電設備（本庁舎）からの電源により揚水できるため、水道水の使用が可能である。</p> <p>なお、地下受水槽は、事務所における標準使用水量から換算すると、およそ1.5日分の容量となっている。</p> <p>下水は下水道が被災すると使用不能。</p>
電 話 【停電時】	停電時においても、内外線すべて使用可能である。
エレベーター	停電時においては、自家発電設備（本庁舎）の稼働によりすべて通常どおり機能する。
コンピューター 関連 【停電時】	<p>消防庁舎は、コンピューター設備のある本庁舎と自設の光ケーブルで接続している。</p> <p>停電時、パソコンおよびプリンターは、自家発電設備（本庁舎）からの給電により使用可能である。</p>

(2) 課題と対策

ア 設備への被害

(課題) 消防庁舎が使用可能であっても、電気、水道、電話等のインフラが被害を受けることが想定される。

(対策) 保守業者等に速やかな技術者派遣を求め、最優先で応急修理を行う。

イ オフィス機器の転倒防止

(課題) 事務スペース内の書架やキャビネットの転倒、OA機器の損壊、書類等の散乱などにより、非常時優先業務の遂行に支障がでる。

(対策) 書架やキャビネット、OA機器の転倒防止策を実施する。

書類等の散乱を防止するため、書架、キャビネット等への施錠を行う。

ウ 停電時の対応

本庁舎に準ずる。

エ 断水への対処

(課題) 庁舎への水道管（本管）が断裂した場合や長期活動に備え、準備を行う必要がある。

(対策) 災害対応の長期化が想定されることから、職員への飲料水等の確保および排水の処置を行う。

3 非常時におけるその他主要な庁舎の使用

保健所や上下水道局川尻庁舎および各市民サービスセンターは災害時の応急活動等の拠点となる。各庁舎の現状および課題と対策は以下のとおりである。

(1) 現 状

区分	電気	ガス	上下水道
保健所	屋内（1階）自家発電設備により供給 ・定格容量74kVA ・燃料436ℓ 約23時間稼働可能	震度5程度で安全装置により自動停止。手動で供給再開可。	1 上水道 受水槽方式 電源供給時2日程度使用可 2 下水道 下水管が被災すると使用不能
上下水道局 (川尻庁舎)	屋上自家発電設備により供給 ・定格容量200kVA ・燃料190ℓ 約4時間稼働可能	震度5程度で安全装置により自動停止。手動で供給再開可。	1 上水道 直結方式と受水槽方式 一部は7日程度使用可 2 下水道 下水管が被災すると使用不能
北部SC	屋内（3階）自家発電設備により供給 ・定格容量185kVA ・燃料1,500ℓ 約36時間稼働可能	震度5程度で安全装置により自動停止。手動で供給再開可。	1 上水道 水道管が被災すると使用不能 2 下水道 くみ取り式汚水槽により仮設トイレ使用可能
西部SC	屋上自家発電設備により供給 ・定格容量72kVA ・燃料950ℓ 約48時間稼働可能	本管が被災すると使用不能	1 上水道 水道管が被災すると使用不能 2 下水道 下水管が被災すると使用不能

区分	電気	ガス	上下水道
南部SC	屋内（3階）自家発電設備により供給 ・定格容量72kVA ・燃料950ℓ 約45時間稼働可能	震度5程度で安全装置により自動停止。手動で供給再開可。	1 上水道 水道管が被災すると使用不能 2 下水道 下水管が被災すると使用不能
南部SC別館	屋内（2階）自家発電設備により供給 ・定格容量20kVA ・燃料450ℓ 約36時間稼働可能	震度5程度で安全装置により自動停止。手動で供給再開可。	1 上水道 水道管が被災すると使用不能 2 下水道 下水管が被災すると使用不能
東部SC	屋内（2階）自家発電設備により供給 ・定格容量72kVA ・燃料950ℓ 約48時間稼働可能	震度5程度で安全装置により自動停止。手動で供給再開可。	1 上水道 水道管が被災すると使用不能 2 下水道 下水管が被災すると使用不能
雄和SC	小型発電機	プロパンガスのため使用可能	1 上水道 受水槽方式 3日程度使用可 2 下水道 下水管が被災すると使用不可
河辺SC	小型発電機	プロパンガスのため使用可能	1 上水道 受水槽方式 7日程度使用可 2 下水道 下水管が被災すると使用不可

区分	電話 【停電時】	エレベーター	コンピューター関連 【停電時】
保健所	通常回線は自家発電設備により使用可能 自家発電設備によらず使用可能な「災害時優先電話」を1台配置	自家発電設備により使用可能	サーバーは自家発電設備と無停電電源装置により継続運用可能 PC、プリンターは自家発電設備により使用可能 汎用機を他課所室に移動する場合は設定変更が必要
上下水道局 (川尻庁舎)	通常回線は自家発電設備により使用可能 自家発電設備によらずバッテリーにより使用可能な電話を128台配置 (約1～2時間使用可能) 自家発電設備によらず使用可能な「災害時優先電話」を7台配置	バッテリーにより最寄り階に停止 停電時は使用不能	サーバーは自家発電設備と無停電電源装置により使用可能 PC、プリンターは自家発電設備により使用可能
北部SC	通常回線は自家発電設備により使用可能 自家発電設備によらずバッテリーにより使用可能な電話を8台配置 (約3時間使用可能) 自家発電設備によらず使用可能な「災害時優先電話」を3台配置	バッテリーにより最寄り階に停止 自家発電設備により使用可能	自家発電設備によりPC、プリンターおよび汎用機端末は一部使用可能

区分	電話 【停電時】	エレベーター	コンピューター関連 【停電時】
西部S C	通常回線は自家発電設備により使用可能 自家発電設備によらずバッテリーにより使用可能な電話を12台配置 自家発電設備によらず使用可能な「災害時優先電話」を4台配置	バッテリーにより最寄り階に停止 停電時は使用不能	自家発電設備によりP C、プリンターは一部使用可能 汎用機端末、自動交付機、内部情報系P Cは使用不能
南部S C	通常回線は自家発電設備により使用可能 自家発電設備によらず使用可能な「災害時優先電話」を2台配置	バッテリーにより最寄り階に停止 停電時は使用不能	自家発電設備によりP C、プリンターおよび汎用機端末は一部使用可能
南部S C別館	通常回線は自家発電設備により使用可能 自家発電設備によらず使用可能な「災害時優先電話」を1台配置	バッテリーにより最寄り階に停止 停電時は使用不能	自家発電設備によりP C、プリンターおよび汎用機端末は一部使用可能
東部S C	通常回線は自家発電設備により使用可能 自家発電設備によらずバッテリーにより使用可能な電話を3台配置 自家発電設備によらず使用可能な「災害時優先電話」を1台配置	バッテリーにより最寄り階に停止 停電時は使用不能	自家発電設備によりP C、プリンターは一部使用可能

区分	電話 【停電時】	エレベーター	コンピューター関連 【停電時】
雄和SC	通常回線は使用不能 バッテリーにより使用可能な電話を7台配備 (約30分使用可能) 発電機によらず使用可能な「災害時優先電話」を1台配備	バッテリーにより最寄り階に停止 停電時は使用不能	使用不能
河辺SC	通常回線は使用不能 発電機によらず使用可能な「災害時優先電話」を2台配備	バッテリーにより最寄り階に停止 停電時は使用不能	使用不能

※防災行政無線移動系機器は対象庁舎全てに設置済

- ・保健所・・・1台
- ・上下水道局・・・5台
- ・各市民SC（両連絡所含む）・・・9台

(2) 課題と対策

ア 設備への被害

(課題) 庁舎が使用可能であっても、電気、水道、電話等のインフラが被害を受けることが想定される。

(対策) 保守業者等に速やかな技術者派遣を求め、最優先で応急修理を行う。

イ オフィス機器の転倒防止

(課題) 事務スペース内の書架やキャビネットの転倒、OA機器の損壊、書類等の散乱などにより、非常時優先業務の遂行に支障がでる。

(対策) 書架やキャビネット、OA機器の転倒防止策を実施する。

書類等の散乱を防止するため、書架、キャビネット等への施錠を行う。

ウ 停電時の対応

(課題1) 自家発電設備を有しない庁舎は、照明、パソコン等が使用できず業務遂行に支障がでる。

(対策1) 小型発電機および燃料について必要量をあらかじめ準備する。

(課題2) 自家発電設備を有する庁舎は長期活動に備え燃料を確保する必要がある。

(対策2) 災害対応の長期化が想定されることから、必要な燃料の確保のための調整を早期に行う。

エ 断水への対処

(課題) 受水槽の容量には限りがあることや庁舎への水道管（本管）が断裂した場合に備え、準備を行う必要がある。

(対策) 災害対応の長期化が想定されることから、他の避難所と同様に、職員および避難者への飲料水等の確保および排水の処置を行う。

4 本庁舎等が使用不可能な場合

災害対策本部および本庁舎等に配置している課所室を、出先機関に分散し、非常時優先業務を遂行する態勢を緊急整備する。

なお、この場合の執務場所の移転等については、以下を基本とする。

- (1) 指揮系統を確保するため、災害対策本部長（市長）、災害対策副本部長（副市長）、災害対策本部員（各部局長）の執務場所と災害対策本部室を同一場所に移転する。

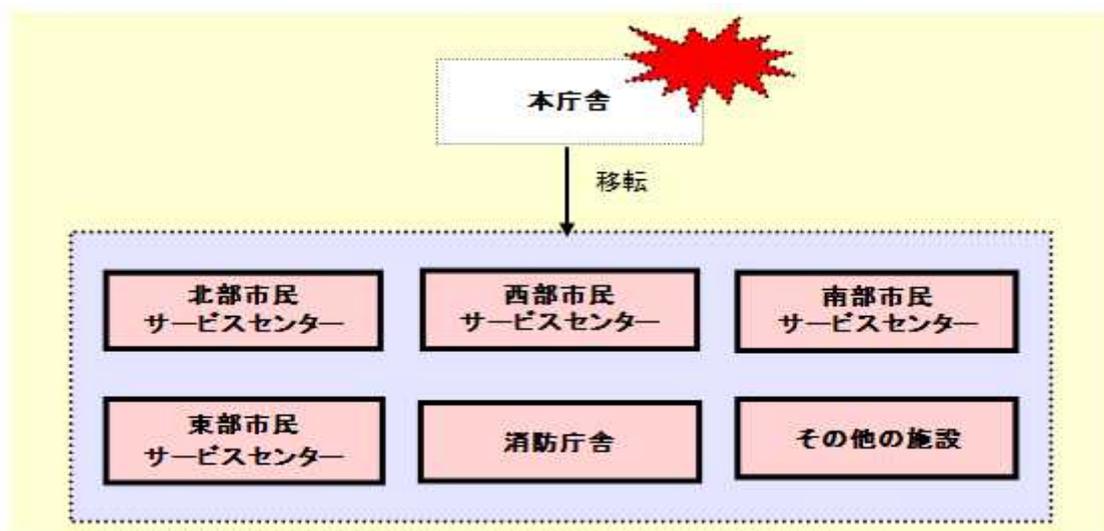
この場合、会議室のほか、空きスペースを活用し、執務場所を緊急整備するものとする。

- (2) 本庁舎等に配置している課所室は、出先機関に分散し、非常時優先業務を遂行する。この場合の移転先は、執務スペース、自家発電設備の定格容量、行政情報ネットワークの接続状況等を踏まえ、一定の要件を備えた施設を優先とする。

- (3) 市有施設全体の被災状況によって、移転配置を要する課所室、職員数、移転先など、その適正性をあらかじめ判断することは困難であり、併せて、職員の応援に伴う移転配置も考慮する必要があることから、本計画においては、具体的に定めない。

なお、職員の応援体制については、第6「非常時優先業務の実施」の3「職員の応援」で述べる。

【図－6 執務場所の移転イメージ】



5 職員用の食糧および飲料水の備蓄

業務継続のため、職場におおむね3日分の食糧および飲料水を職員自らが備蓄するものとする。飲料水は、各庁舎における水道水の確保(リスク)に応じて備蓄する。

第6 非常時優先業務の実施

1 非常時優先業務の抽出

発災後、地域防災計画に記載している応急業務を優先的に実施していくこととなるが、優先継続業務については、業務遂行の遅延、停滞につながらないよう、その業務内容や優先順位をあらかじめ明示しておく必要がある。

そこで本計画では、応急業務と優先継続業務をすべて抽出し、個々の業務の担当課所室、業務内容、開始時間をまとめ、次のとおり掲載する。

- (1) 非常時優先業務A：応急業務（災害応急対策業務、優先度の高い災害復旧・復興業務および発災後の他の新規発生業務）（別表1）
- (2) 非常時優先業務B：通常業務のうち、大規模災害発生時においても継続して行わなければならない業務（別表2）

本計画策定後、各部局は、本計画で列挙した非常時優先業務について、明示された開始時間に沿って業務を実施できるよう、体制を整備しておくものとする。

2 業務実施状況の周知

通常態勢で実施していない業務又は閉鎖もしくは使用不能施設においては、その旨を知らせるため、立て看板の設置や貼り紙を掲示し、来庁者へ周知する。

また、ホームページへの掲載（協定に基づく他都市の代理掲載を含む。）や放送局との協定によるラジオ放送を通じて、広く市民に情報提供するものとする。

3 職員の応援

非常時優先業務を実施するために必要な人員配置および職員の応援については、以下の事項を基本とする。

- (1) 非常時優先業務Aに必要な人員が確保できない場合は、部内間で応援職員を充てるものとする。部内での対応が困難な場合は、他の部から応援職員を配置するものとする。
- (2) 非常時優先業務Aに必要となる人員の確保および配置については、総務部が全庁的な調整を行う。この場合、各地域において円滑な対応が行われるよう、職種のバランスや地域とのつながりを十分考慮して行うものとする。
- (3) 非常時優先業務Aのうち、長期間におよぶ業務については、交替用の班を編成する。
- (4) 委託事業者が被災した場合は、市職員が直接業務対応に当たる。
- (5) 他自治体からの応援職員の受入れについては、あらかじめ受援計画を策定して体制を整えるとともに、業務量に応じた適時の見直しを行う。

4 優先継続業務の取り扱い

別表2に掲載した非常時優先業務Bは、業務の開始時間を基本として業務を開始するが、被災の状況等を勘案し、災害対策本部において、適宜調整を図るものとする。

5 休止業務の取り扱い

休止中に提出のあった各業務に係る書類の取り扱いについては、処理期間の延長など、必要な手続きを行った上で、業務再開後に順次対応することとし、その旨を市民に説明する。

なお、休止業務であっても、個別の案件ごとに判断し、緊急性、必要性が高いと判断される具体的理由がある場合には業務を行う。

また、縮小又は内容を変更している優先継続業務についても、同様に、必要と認める場合は、通常レベルで業務を実施するものとする。

6 通常業務の復帰

災害対策本部員は、優先継続業務を通常レベルへ復帰し、又は休止業務を再開しようとするときは、適宜本部長に報告し、その決定を仰ぐものとする。

本部長は、災害対策業務の進行状況や必要な人員等を勘案し、休止業務の再開等について、決定するものとする。

第7 今後の検討課題と取組

非常時優先業務は、経験したことのない劣悪な環境の中で実施しなければならない。そのため、必要な資源が制約されることを十分に予測し、どのような方法や手順等に対応すべきか恒常的に検討しておくことが求められる。

1 検討課題

(1) 選定した各業務の精査

非常時優先業務については、市民の生命および生活に直結する業務を最優先するものとし、定期的に精査する。

(2) 本計画と地域防災計画等との整合性

本計画については、地域防災計画等との整合性を図るとともに、状況の変化に合わせて必要な修正を行う。

(3) 防災意識向上によるマンパワーの確保

災害時の職員の初動のあり方について訓練を行うとともに、各部局における研修の促進などにより、防災意識を向上させ、円滑な職員参集を行うことにより、マンパワーの確保を図る。

2 今後の取組

本計画に基づいて、非常時優先業務を効果的に遂行するためには、第一に、職員全員が非常時優先業務の重要性を理解し、個々の職員に課せられた役割を確実に果たせるよう、教育や訓練を通じて意識の向上や行動力の強化を図ることが重要である。

さらに、訓練等を通じて洗い出された新たな課題に対し、検討を加え、本計画の見直しに反映させるなどの改善を持続的に行う。